

## 季節性インフルエンザ感染症 登校許可証明書に関する注意

- ① 季節性インフルエンザ感染症に限っては、医師の証明書に代わり保護者がこの用紙を記入することで証明書とします。医師よりいつから登校してよいのかを確認して、伝えられた月日を必ず保護者が記入し、捺印して下さい。本人の直筆の場合、出席停止は認められません。
- ② インフルエンザの治療のために医師より処方された処方薬の説明書のコピー、または診断名や処方薬品名が明記されている領収書のコピーを必ず添付して下さい。添付書類がない場合は医師が記入する証明書（生徒手帳p. 81）を提出して下さい。添付書類または証明書がない場合は、出席停止を認めることは出来ません。

### 季節性インフルエンザ 出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

東京都立世田谷総合高等学校長殿

## 季節性インフルエンザ感染症 登校許可証明書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 ( \_\_\_\_\_番)

氏名 \_\_\_\_\_

季節性インフルエンザ（ A 型 ・ B 型 ）に罹患しましたが、診察医より下記期間を出席停止するよう指示を受け、本日より登校の許可を得たことを証明します。

出席停止期間

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

記入日

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

診察医氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印